

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 28 件 |
| 国民年金関係 | 15 件 |
| 厚生年金関係 | 13 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年4月ごろ、国民年金に加入するよう区役所から勧められたので、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、私の給料から保険料分の金額を父親に預けて納付してもらい、父親から領収書を受け取った。申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月以降、厚生年金保険の被保険者となった54年11月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料を未納無く納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、39年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、過年度保険料として最長2年度をさかのぼった期間について納付書を作成し、納付勧奨するのが通例であったことを踏まえると、この納付勧奨により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までについて、申

立人が、国民年金の加入手続を行った上記の時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和41年4月ごろ、妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は妻が二人分を一緒に納付していた。申立期間については、50年12月に、未納分を納付できる制度を広報で知り、夫婦二人分の保険料を役場に出向いて納付したはずであり、妻のみが納付済みとなっていることに納得できない。

(注) 本申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月に、夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人及びその妻は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間直後の40年4月から44年3月までの保険料を夫婦一緒に特例納付及び過年度納付していることが確認できることから、申立内容と符合している上、申立人の妻は、申立期間の保険料を50年12月22日に特例納付していることを踏まえると、申立期間の保険料につ

いても特例納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人の妻については、昭和 48 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入したために、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失しているが、A 町（現在は、B 町）が当時作成した申立人の妻の国民年金被保険者名簿には、当該資格喪失年月日が記載されておらず、同名簿の検認記録欄には、資格喪失月以降も 54 年 3 月までの 5 年余にわたって検認日付印が押されて、消去されていることが確認できることを踏まえると、厚生年金保険の被保険者である申立人の妻が、当該期間の国民年金保険料を誤って納付し続けたとは考え難い上、申立人の妻自身も、厚生年金保険加入後の保険料については納付していないとしていることから、同町では、この記録の消去が行われるまでの間、申立人に係る記録を誤って申立人の妻の記録欄に記入していたものとも考えられ、同記録欄に記載されている申立期間に係る特例納付の記載についても申立人についての記載である可能性を否定できず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成6年1月から同年5月までの期間を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間④については、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成6年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年1月から5月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、平成6年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月1日から平成4年12月1日まで
② 平成5年1月ごろから同年8月1日まで
③ 平成5年8月1日から6年6月30日まで
④ 平成6年6月30日から同年7月1日まで
⑤ 平成6年7月1日から7年4月1日まで

私は、上記申立期間について以下の疑義があるので、調査してほしい。

①のB株式会社に勤務していた期間について、支給されていた給与に比して標準報酬月額が低いと思われる。

②のA株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

③のA株式会社に勤務していた期間について、支給されていた給与に比して標準報酬月額が低いと思われる。

④のA株式会社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

⑤のC株式会社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録では申立人のA株式会社における平成5年8月から6年5月の標準報酬月額は、15万円と記録されている。

しかしながら、A株式会社及びC株式会社の税務を担当していた税理士が提出した申立人に係る平成6年分のA株式会社の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額から推定される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額から、申立期間③のうち平成6年1月から同年5月までの期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間④については、申立人に係るA株式会社の雇用保険加入記録における申立人の離職日及び平成6年分の源泉徴収票から、申立人が平成6年6月末日まで当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は、平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、法人登記簿において同年12月26日までは法人であることが確認できる上、申立人の雇用保険の資格喪失日は同年7月1日であることから、同年6月末日まで従業員数が1人以上存在した当該事業所については、申立期間④について厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが推認できる。

なお、申立期間③のうち平成6年1月から同年5月までの期間において、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないため、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難い上、事業主が資格喪失日を平成6年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成5年8月から同年12月までの期間について、申立期間当時A株式会社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除を確認するための資料や供述を得ることはできない。

加えて、A株式会社は平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会したが、申立期間当時の関連資料等の存否は不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

申立期間②については、オンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年6月1日であり、申立期間のうち同年1月1日から同年5月31日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D労働局が保管する申立人に係る雇用保険の記録によれば、申立人は平成4年12月11日から5年5月19日までの期間において、B株式会社に係る雇用保険の失業等給付の基本手当を受給していることから、申立期間のうち5年1月から同年5月19日までの期間についてA株式会社に勤務していたとする申立人の主張は合理性に欠ける。

さらに、申立期間のうち、平成5年6月1日から同年8月1日までの期間については、A株式会社に勤務した複数の従業員の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録における資格取得日は同年8月1日であり、厚生年金保険の記録と一致していることから、申立人の当該期間における正確な勤務実態は確認できない。

また、A株式会社は平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会したが、申立期間当時の関連資料等の存否は不明のため、申立人の厚生年金保険の適用について事実を確認することができない。

B株式会社に係る申立期間①については、D労働局が保管する申立人に係る雇用保険の記録によれば、申立人のB株式会社退職時における雇用保険離職時賃金日額は1万円となっており、この日額から試算すると、1か月あたりの賃金額は30万円となる。従って、申立期間のうち平成4年6月から同年11月までの期間については30万円ほどの給料が支払われていたことが推認でき、この金額は、申立人の当該事業所における標準報酬月額と一致している。

また、申立期間においてB株式会社に勤務した複数の従業員及び申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であった事実は確認できない。

さらに、申立期間当時B株式会社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除を確認するための資料や供述を得ることはできない。

加えて、B株式会社は平成5年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の元事業主に照会したが、申立期間の賃金台帳等の資料は保管されていないため、申立人の報酬額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

C株式会社に係る申立期間⑤については、雇用保険の加入記録及びC株式会社の税務を担当していた税理士の供述から、申立人が申立期間のうち少なくとも平成6年8月16日から7年3月まで当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、D労働局が保管する申立人に係る記録によれば、申立人は平成6年7月22日から同年8月15日までの期間において、A株式会社に係る雇用保険の失業等給付の基本手当を受給していることから、申立期間のうち同年6月30日から同年8月15日までの期間についてC株式会社に勤務していたとする申立人の主張を認めることはできない。

また、平成6年11月から7年3月までの期間においては、申立人の所持する預金通帳の記載から、申立人の預金口座にC株式会社から毎月約42万円前後の金額が振り込まれているが、上記税理士は「保管している税務資料の記載内容から、申立人の平成6年9月から7年3月までの期間の申立人の給与支払実績は毎月45万円である。」と回答しており、給与振込額と給与支払の差額は、源泉所得税額と雇用保険料の合計額とほぼ一致することから、当該事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、C株式会社は平成12年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなく
なっており、当該事業所の元事業主に照会したが、申立期間当時の関連資料等
の存否は不明のため、申立人の厚生年金保険の適用について事実を確認するこ
とができない。

このほか、申立期間①、②、申立期間③のうち平成5年8月から同年12月
までの期間及び申立期間⑤の期間における厚生年金保険料の控除について確
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立期間①及び申立期間③のうち平成5年8月から同年12月までの期間につい
て申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ
り給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び⑤の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か
ら控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から6年7月まで、同年9月、10年10月、11年3月、12年11月、13年2月及び同年3月、同年7月、同年10月、14年6月、同年9月から16年11月まで、17年6月から同年12月まで、18年2月、同年4月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、平成4年11月及び同年12月については44万円、5年1月は38万円、同年2月から6年7月までは44万円、同年9月は50万円、10年10月は44万円、11年3月は47万円、12年11月、13年2月、同年3月、同年7月及び同年10月は41万円、14年6月及び同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、15年1月は34万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は36万円、16年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は41万円、17年6月は44万円、同年7月から同年11月までは38万円、同年12月及び18年2月は41万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月から同年10月までは36万円、同年11月は38万円、同年12月及び19年1月は36万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成4年11月1日から19年9月1日まで

平成4年10月から21年5月まで、株式会社AにB職として勤務したが、申立期間の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが合っていないように思う。申立期間について、調査して、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している株式会社Aに係る給料支払明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から6年7月まで、同年9月、10年10月、11年3月、12年11月、13年2月及び同年3月、同年7月、同年10月、14年6月、同年9月から16年11月まで、17年6月から同年12月まで、18年2月、同年4月から19年8月までは、そのオンライン記録より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成4年11月及び同年12月については44万円、5年1月は38万円、同年2月から6年7月までは44万円、同年9月は50万円、10年10月は44万円、11年3月は47万円、12年11月、13年2月、同年3月、同年7月及び同年10月は41万円、14年6月及び同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、15年1月は34万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は36万円、16年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は41万円、17年6月は44万円、同年7月から同年11月までは38万円、同年12月及び18年2月は41万円、同年4月及び同年5月は36

万円、同年6月は38万円、同年7月から同年10月までは36万円、同年11月は38万円、同年12月及び19年1月は36万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年11月、14年1月及び同年2月については、申立人の所持する給料支払明細書において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、平成6年8月、同年10月、8年11月から9年6月まで、同年9月、10年12月、11年4月及び同年5月、同年7月及び同年8月、同年12月、12年7月、同年10月、13年6月、同年8月及び同年9月、同年12月、14年3月及び同年4月、同年7月及び同年8月、16年12月、17年2月から同年5月まで、18年1月については、上記給料支払明細書において控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、平成6年11月、7年1月から同年9月まで、同年11月から8年10月まで、9年7月、同年10月から10年9月まで、同年11月、11年1月及び同年2月、同年9月、同年11月、12年1月から同年3月まで、同年5月及び同年6月、同年8月及び同年9月、13年1月、同年5月、14年5月、17年1月については、上記給料支払明細書において控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低くなっていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成6年12月、7年10月、9年8月、11年6月、同年10月、12年4月、同年12月、13年4月、18年3月については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、株式会社Aに照会したところ、申立人に係る厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等は保管されておらず、不明である旨回答をしていることから、申立人の申立て内容を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成6年8月、同年10月から10年9月まで、同年11月から11年2月まで、同年4月から12年10月まで、12年12月及び

13年1月、同年4月から同年6月まで、同年8月及び同年9月、同年11月から14年5月まで、同年7月及び同年8月、16年12月から17年5月まで、18年1月、同年3月については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成6年8月、同年10月から10年9月まで、同年11月から11年2月まで、同年4月から12年10月まで、12年12月及び13年1月、同年4月から同年6月まで、同年8月及び同年9月、同年11月から14年5月まで、同年7月及び同年8月、16年12月から17年5月まで、18年1月、同年3月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人Aにおける資格取得日に係る記録を昭和48年8月1日に、資格喪失日に係る記録を50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、48年8月から同年10月までの期間については6万円、同年11月については7万2,000円、同年12月については8万円、49年1月及び同年2月については7万2,000円、同年3月から同年9月までの期間については7万6,000円、同年10月から50年4月までの期間については10万4,000円、同年5月については11万8,000円、同年6月から同年8月までの期間については12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から50年9月1日まで

私は、上記期間にB株式会社から財団法人Aに出向し勤務したが、上記期間の当該財団法人の給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できず、厚生年金保険の加入記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の出向元事業所であるB株式会社の回答及び申立期間に申立人と同様に財団法人Aに出向し勤務していた元同僚の供述から、申立人が申立期間において当該財団法人に出向し勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持している財団法人A発行の給与明細書により、申立期間のうち昭和48年8月及び同年9月、同年11月及び同年12月、49年2月から50年1月までの期間、同年3月、同年5月及び同年6月については、申立人の

給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、昭和 48 年 10 月、49 年 1 月、50 年 2 月、同年 4 月、同年 7 月及び同年 8 月については、申立人は給与明細書を所持していないが、申立期間当時の B 株式会社における経理担当者は、「申立人の財団法人 A への出向期間は昭和 50 年 8 月末日までであり、引き続き給与が支給されていると考えられる。」と供述している。また、同社の総務担当者は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、B 株式会社において控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、財団法人 A の発行した申立人の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、昭和 48 年 8 月から同年 10 月までの期間については 6 万円、同年 11 月については 7 万 2,000 円、同年 12 月については 8 万円、49 年 1 月及び 2 月については 7 万 2,000 円、同年 3 月から同年 9 月までの期間については 7 万 6,000 円、同年 10 月から 50 年 4 月までの期間については 10 万 4,000 円、同年 5 月については 11 万 8,000 円、同年 6 月から同年 8 月までの期間については 12 万 6,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、財団法人 A は昭和 51 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、主管である C 省（現在は、D 省）E 室も既に存在しないため確認できないが、当該財団法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 48 年 8 月から 50 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C工場D部における資格取得日に係る記録を昭和30年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から同年9月1日まで

E株式会社に、昭和21年7月に入社してから定年退職する平成元年12月まで継続して勤務していたが、関連会社であるA株式会社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録がない。私の所持する同事業所発行の人事記録には途切れた期間は無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録、雇用保険の加入記録及び当該事業所に係る健康保険被保険者加入記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、A株式会社C工場D部における厚生年金保険の資格取得日が昭和30年9月1日と記録されている上司及び複数の同僚が「申立人は私よりも先にA株式会社C工場D部に異動したと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社C工場D部で勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると申立人は申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場D部に係る昭和30年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時A株式会社C工場で経理を担当していた従業員は、従業員の厚生年金保険の届出について、適正に行われなかった可能性がある旨回答していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月21日から同年10月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を同年5月21日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、同年5月から同年9月までの標準報酬月額を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月21日から同年10月27日まで

私は昭和44年3月にC大学D学部を卒業して、同年4月にE株式会社（現在は、F株式会社）に入社した。新入社員教育を受けて、同期に学卒入社した3人と一緒にA株式会社に転籍後、私だけが同年10月に退社した。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に大学卒業後、E株式会社に入社し、関連会社のA株式会社に同時期に転籍した複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B株式会社は、「当時の従業員に電話で確認したところ、申立人と同期入社の同僚が、同時期に申立人とともに、E株式会社からA株式会社へ転籍したこと、また、申立人は転籍後の同年10月ごろに退職したことは確認することができた。」と回答している。

さらに、申立人を除く上記の複数の同僚については、すべて申立期間に係るA株式会社の厚生年金保険の加入記録がある上、同社の厚生年金保険の資格取

得日はいずれも昭和 44 年 5 月であることから、申立人の当該事業所への転籍は同年 5 月であり、上記の複数の同僚の供述から、退職月については同年 10 月とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の複数の同僚の A 株式会社に係る標準報酬月額から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 5 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月14日から同年6月14日まで
平成9年6月13日までA株式会社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が未加入となっているので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している申立人の退職届及び労働者名簿並びに雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が、平成9年6月13日まで当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「厚生年金保険及び雇用保険の資格の得喪に係る手続は一緒に行っており、申立期間の厚生年金保険料を控除していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成9年4月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の資格を平成9年6月14日に喪失した旨を社会保険事務所に届け出て、申立期間に係る保険料を納付したと主張しているが、これを確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については納付したものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 8 月まで

結婚前である申立期間の国民年金保険料は、父親が納付してくれていた。当時、A 組合に勤務していたが、申立期間のうち、昭和 58 年度の領収証書を持っており、申立期間の保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付し、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までについては、領収証書を所持しており、当該領収証書は、B 町（現在は、C 市）D 区長印が有ることから、同年度については、保険料が納付されたものとみられるものの、特殊台帳及び還付整理簿において還付されたことが確認できるのは、昭和 58 年 4 月分についてのみであることから、同年 5 月から 59 年 3 月までの保険料については還付されなかったものとみるのが相当である。

しかしながら、申立期間について、申立人は、C 市が保管する国民年金被保険者名簿において、昭和 58 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、昭和 58 年度の欄には、「4/1 喪失 E 年金」との記載が有る上、申立期間は F 共済組合の組合員であることが、同共済組合の回答から確

認でき、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については納付したものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1665 (事案 1092 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から39年10月までの期間及び51年4月から54年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和40年3月から51年3月までの期間及び54年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年10月まで
② 昭和40年3月から54年9月まで
③ 昭和54年10月から58年3月まで

申立期間①については、結婚するまでの期間は両親が納付してくれていたと記憶している。

申立期間②及び③については、夫による暴力で別居したが夫は籍を移していないので、納付しているはずであり、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i)昭和36年10月から37年1月までの期間及び38年2月から39年10月までの期間については、国民年金に未加入の期間であること、ii)昭和51年4月から54年9月までについては、住所が異なる申立人の元夫が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年5月21日付けで、上記期間については、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に基づき年金記録が訂正済みである期間(昭和40年3月及び58年1月から同年3月までの期間)並びに既

に国民年金保険料が納付済みである期間（昭和 40 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から 57 年 12 月までの期間）及び厚生年金保険の被保険者期間（昭和 36 年 11 月から 38 年 1 月まで）を含め、再申立てを行っている。

しかしながら、上記期間については既に納付済みの記録となっている上、再申立内容は、当初の申立内容と同様であることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 39 年 10 月までの期間及び 51 年 4 月から 54 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月から 51 年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要はない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月から61年3月まで
国民年金に加入して以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、保険料の納付を中止する理由は無いので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

なお、国民年金手帳の名「A」が「B」となっていることにも不信感を持っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、被保険者資格を喪失すること無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は昭和58年11月30日に任意の国民年金被保険者資格を喪失していることが、申立人が所持する国民年金手帳に記載されており、これはC市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに「資格喪失」と記載されていること、及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索するとともに「B」についても検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出

されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から47年12月まで
昭和47年12月ごろ、義母が私の国民年金の加入手続をA市役所で行い、同年12月か48年1月ごろ、義母が、申立期間の国民年金保険料を、まとめて同市役所で納付してくれた。

その後、B市に転居し、同市役所の窓口で今までの納付状況をA市役所へ確認してもらったところ、未納は無いとのことであった。

申立期間が未納とされることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月ごろ、申立人の義母が申立人の国民年金の加入手続をC県A市役所で行い、同年12月か48年1月ごろ、申立人の義母が、申立期間の国民年金保険料を、まとめて同市役所で納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月に、B市において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の義母又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から10年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、書類が送られてきたので、夫が一括して80万円ぐらい納付してくれた。申立期間が未納であることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、書類が送られてきたので、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫が一括して80万円ぐらい納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人が60歳となった平成8年*月以降、高齢任意加入の被保険者としての資格を改めて取得することが必要であるが、申立人が高齢任意加入の被保険者資格を取得した形跡はオンライン記録に見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、平成6年度の国民年金保険料を平成7年9月7日に、平成7年度の保険料を平成8年10月16日に、それぞれ過年度納付していることが、オンライン記録により確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年12月までの期間及び45年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年12月まで
② 昭和45年10月から47年3月まで

私は、勤めていた会社を父親と一緒に退職し、国民年金の加入手続や国民年金保険料の支払いは、母親がすべて行ってくれていた。

申立期間について、父親及び母親は納付済みであるのに、母親が私の分だけを払わなかったとは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、一緒に納付していた申立人の両親が納付済みであるのに、申立人の国民年金保険料だけ未納とは考えられないと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の両親と連番で昭和47年2月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、45年1月から同年9月までの保険料については、申立人の両親と共に47年2月4日に納付しているが、申立期間①及び②の保険料については、申立人の両親は同年5月4日に特例納付及び過年度納付していることが特殊台帳により確認できるものの、申立人には、申立期間①及び②に係る記載が見当たらず、納付されなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1670

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年2月まで

家業を始めたときから家族一緒に年金に加入しており、A店とB株式会社の厚生年金保険については家族と同様に加入記録が有る。申立期間の国民年金については、家族は納付済みであるが、私については未納とされているのに納得できない。

なお、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は亡くなった長男がすべて行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の長男が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を家族一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であり、申立人の長女、長男及び二男の同手帳記号番号は昭和36年9月に連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、申立人については、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立人の長男又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1671(事案 967 及び 1282 の再々申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 63 年 5 月まで
私は、集金人に国民年金保険料を、毎月、現金で支払っていたので、未納期間が有るのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては、申立人は、60 歳に達する直前の昭和 60 年*月ごろに A 市の集金人から国民年金高齢任意加入を勧奨され、同年*月に加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、高齢任意加入の制度が実施されたのは 61 年 4 月からである上、申立期間当時、同市では、集金人による保険料の徴収については、未納者を除き 57 年 3 月までであることが確認されており、申立内容は不自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、申立人は、年金記録確認第三者委員会の通知書において、集金人による国民年金保険料の徴収は未納者を除き昭和 57 年 3 月までであるとしているが、その後も集金人が来ていたので継続して保険料を納付していたとして再申立てを行っているが、A 市における集金人制度は同年 4 月以降、国民年金保険料の未納者に対してのみ集金をしていたことが確認でき、61 年 3 月末には集金人制度が全廃されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の再々申立内容は、前々回及び前回の申立内容と同様で

あり、当委員会の決定を変更すべき新たな資料・情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの期間、60年12月、61年2月から62年5月までの期間及び同年7月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで
② 昭和60年12月
③ 昭和61年2月から62年5月まで
④ 昭和62年7月から平成4年3月まで

私は、会社を退職してA市に転入し、申立期間①の国民年金保険料は、隣組の集金人に納付していた。また、申立期間②、③及び④の保険料は、B町（現在は、C市）で妻と一緒に納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時、居住していたA市で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金加入を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立期間②、③及び④について、申立人は、当時、居住してい

たB町で申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、C市が保管している国民年金被保険者名簿では、申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間②、③及び申立期間④のうち昭和62年7月及び同年8月は未納となっており、同年8月31日にA市に転居していることが記載されていることから、申立人の妻と一緒にB町で保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から13年1月までの期間及び同年4月から14年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月から13年1月まで
② 平成13年4月から14年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が全額免除の申請を行った。申立期間の保険料が免除になっていないことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、平成13年3月5日に国民年金に加入し、国民年金保険料の免除申請を行っていることが、A市のオンライン記録から確認でき、保険料の免除の期間は免除申請を行った日の属する月の前月からその年度の末月までの必要と認められる月までとすることとされていることから、申立人は、保険料の免除申請を行った上記の時点で、同年2月及び同年3月の保険料の免除申請は承認されたが、申立期間①は申請免除できない期間であったものとみるのが相当である。

また、申立期間②について、上記のA市の記録において、平成13年度は国民年金保険料の免除申請手続きが行われた記録は無く、14年度は平成14年4月26日に免除申請手続きが行われたが、当該申請は却下されていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致する。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から48年9月まで
幼稚園を辞め家事手伝いとなったため、母親が昭和45年8月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、母親自身の分と一緒に集金人に納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和45年8月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、母親自身の分と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、同年10月24日に国民年金の被保険者資格を新規に取得していることがA県B市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から56年3月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から56年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月ごろ、母親が私の国民年金加入手続を行い、集金人に私の国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が20歳になったので昭和45年*月ごろに国民年金の加入手続を行い、毎月、集金人に国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間②については、昭和 51 年 4 月以降の国民年金保険料の納付状況等を記録している A 市の国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は「未納」となっており、申立内容とは符合しない上、特殊台帳には過年度納付された記載も無いことから、申立人は申立期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

加えて、申立人又は母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和62年9月から平成元年3月まで

私は、申立期間当時は学生であったが、20歳になった昭和62年*月ごろに、母親がA区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていた。申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和62年*月ごろに、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月ごろに払い出されていることが、前後の被保険者の記録から確認できることから、このころに申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、B市が保管している国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間は「登載なし」及び「無資格期間」であり、申立人の国民年金資格取得日は、平成元年4月1日とされており、これは、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付

したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和43年5月から50年12月まで

夫から、30歳になったので国民年金に入るよう勧められ、国民年金に加入した。加入手続は昭和43年*月ごろ夫が行ってくれたが、国民年金保険料については、自宅の階下が区役所であったので、私が同区役所で納付していたことを覚えている。

申立期間が未納であることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳になった昭和43年*月ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、同年1月14日付けで国民年金被保険者資格を任意で取得していることが特殊台帳により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1678(事案 1319 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

第三者委員会より年金記録の訂正は必要でないとの通知を受けたが、国民年金の被保険者資格を喪失しているとされている時期は、夫の収入も安定しており、資格喪失届を行った記憶もない。A市の国民年金収滞納リストを見ると、それまで3か月ごとに納付していた納付日が、資格喪失したとする年の昭和59年4月から同年7月までの間まちまちとなり、同年8月に喪失となっている。今回、同リストを見て、本当に私の記録であるのか疑問であり、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に関する申立てについては、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより、申立人は、昭和59年8月7日に資格喪失していることが確認できるとともに、オンライン記録においても、同日に資格喪失とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の生活は安定しており、A市の国民年金収滞納リストに係る昭和59年度の記載内容に疑問が有るとして再申立てを行っている。

しかしながら、昭和59年4月から同年7月までについては、納付書に

より金融機関で納付されており、その納付書は、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、入力誤りが生じるとは考え難い上、申立人は同年８月７日に任意の被保険者資格を喪失していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできないことから、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月
② 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日から 62 年 9 月 30 日まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 支店に事務員として勤務したが、オンライン記録によると、56 年 10 月の標準報酬月額が同年 9 月の 19 万円より低い 18 万円となっていること、及び 61 年 10 月からの標準報酬月額が前月の同年 9 月の 26 万円より低い 24 万円となり、退職する 62 年 9 月まで続いているが、この間に給与が下がった記憶もないので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 株式会社の保管する「昭和 56 年 10 月改定に係る算定基礎届（控）」に記載されている申立人の同年 5 月から同年 7 月までの給与支払額の平均額に該当する標準報酬月額は 18 万円であり、同年 10 月に標準報酬月額が 19 万円から 18 万円に改定されたことが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの給与支払額の平均額に該当する標準報酬月額は 19 万円であり、従前の標準報酬月額（17 万円）よりも 2 等級変動していることから、同社の保管する「昭和 56 年 7 月改定に係る月額変更届（控）」から同年 7 月から標準報酬月額を 19 万円に改定する届出を行ったことが確認できる。

この理由として、4 月昇給という一般的な事情に加えて、昭和 56 年 4 月

給与支払額が他の月に比べて高額であるため、3か月の平均額が19万円と高くなっているものであり、同事業所の担当者は「例年4月は残業が多く、残業手当が増える傾向がある。また、10月の算定基礎届の標準報酬月額が5月から7月までの給与支払額の平均額であるが、特に残業が多い月はない。」と供述している。

申立期間②について、B株式会社の保管する「昭和61年10月改定に係る算定基礎届（控）」に記載されている申立人の同年5月から同年7月までの給与支払額の平均額に該当する標準報酬月額は24万円であり、同年10月に標準報酬月額が改定されたことが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、B株式会社が保管する昭和61年分の給与台帳兼源泉徴収簿に記載されている社会保険料の額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に計算された、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険料を加算した額とほぼ等しくなることが確認できる。

さらに、当該事業所の担当者は「標準報酬月額の算定に加えられる申立人の通勤手当が通勤経路の変更に伴い、前年よりも減額されている。」と供述している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月ごろから 53 年 5 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A病院で勤務していた期間が空白になっていることが分かった。当該期間については同事業所に看護師及び保育士として勤務しており、未加入期間となっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する職場旅行の写真及び元同僚の供述から、申立人がほぼ申立期間を通じてA病院及び同事業所に関係する保育所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A病院に照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないことから、申立人に係る雇用形態や厚生年金保険への適用が不明である旨を回答しており、申立人の具体的な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A病院の総務担当者は、「同病院の申立期間当時の従業員に確認したところ、複数の者が、申立人が保育士として勤務していたことを記憶しているが、看護師として勤務していた期間については確認できず、保育士であった期間については、従業員の供述からパート職員であった可能性があり、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と供述をしている。

さらに、申立期間当時の元理事及び元従業員へ照会を行ったところ、複数の者が申立人について記憶しているものの、申立人が看護師として勤務していた期間を明確に特定することはできず、申立人の給与からの保険料控除に

についても確認することができない。

加えて、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から37年8月31日まで
② 昭和38年4月1日から40年10月31日まで
③ 昭和40年11月1日から43年3月31日まで

申立期間①、A市にあったB社（後に、株式会社C）のダンプ運転手の宿舎で、5年ほど、20人位の食事作り、清掃等の仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録がまったく無いので記録を訂正してほしい。

申立期間②、A市にあったD社のダンプ運転手の宿舎で、2年半ほど、10人位の弁当、夕食作り、清掃、洗濯等の仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録がまったく無いので記録を訂正してほしい。

申立期間③、E市の株式会社Fで、2年ほど、建築現場の雑用、清掃等の仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録がまったく無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Cの元事業主及び申立期間①当時の複数の同僚に照会したが、申立期間①当時の申立人の夫について記憶する者はいるものの、申立人について記憶している者はいない。

また、当該事業所は既に解散しており、元事業主に照会したが、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、当時の資料は処分している。」と回答しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、上記の元事業主は、「当時は、従業員は家族も含め5、6人しか

いなかったため、従業員の食事の世話はすべて自分の母親である当時の事業主の妻がしていた。また、後に、従業員が増えて食事係の人に来てもらっていた時期もあったが、それは昭和 40 年以降のことであり、食事係の人達は皆、短時間勤務のパートであったため、厚生年金保険には加入させていない。」と供述をしており、当時の同僚の一人も同様に、「当時は食事係の人はいなかった。」と供述をしている。

加えて、申立人は、「Gの埋立て工事に従事するダンプ運転手のための食事作りをしていた。」と述べているが、Gの埋立て工事が着工されたのは昭和 41 年からであり、申立期間である 33 年から 37 年当時においては、同工事は行われていない。

また、申立期間①において、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間①において申立人の加入記録が欠落したとは考えがたい。

申立期間②について、複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に解散しており、申立期間②当時の事業主は亡くなっているため、その息子に照会したが、回答が得られなかったため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、「D社には、当時の夫の紹介で働かせてもらい、自分が正社員ではないことは承知していた。」と供述している。

さらに、申立期間②において、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、厚生年金保険被保険者としての申立人の記録は無いが、同時期に当該事業所に勤務していたとする申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票があり、その被扶養者欄に申立人及び4人の子供の名前が記載されていることから、申立期間②当時、申立人は夫の被扶養者であったことがうかがえる。

申立期間③について、株式会社F及び複数の同僚に照会したが、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認できる資料及び供述は得られなかった。

また、申立期間③当時の当該事業所における、複数の給与社会保険事務担当者及び現場監督の一人は、「申立人が従事したと主張している建築現場での雑役係は“傭員”呼ばれ、本社を通さず現場サイドで雇用された者であり、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨の供述をしている。なお、申立人は、当該事業所に雇用された際の状況について、「建築現場に作業員募集の張り紙があったので応募したら、現場監督により採用され、自分が正社

員ではないことは承知していた。」と述べている。

さらに、申立期間③において、株式会社Fに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間③において申立人の加入記録が欠落したとは考えがたい。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月ごろから22年6月1日まで

私は、昭和21年3月にA県立B学校を卒業し、同年5月にA県C連合会D支所に入所した後、22年6月から連合会本部に転勤し、同年9月に退社した。しかし、D支所に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県C連合会の事業主に照会したところ「申立人の供述内容から過去に当連合会で勤務していたことは事実であると思う。」旨回答している上、申立人が当時の勤務状況を詳細に記憶していることから、申立人がA県C連合会に勤務していた可能性は高い。

しかし、上記事業主は、「当時の賃金台帳等は現存しない、昭和27年の組織変更等によりD支所も存在せず、当時のことを知る手掛かりも無い。散逸した人事記録の一部から読み取れた氏名等の中に申立人の氏名は確認できなかった。」と回答していることから、申立人の正確な勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについては確認できない。

また、オンライン記録においてA県C連合会D支所が支所単独で厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人が記憶している3人の上司及び同僚についても、同連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間当時の加入記録がある複数の

職員に照会したが、A県C連合会において、D支所等の支所で勤務していたとする職員が確認できなかったことから、同連合会においては、D支所等の支所で勤務する職員については、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が記憶している上司及び同僚は既に亡くなっており、申立期間当時、同連合会に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が主張する内容については確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出日は、オンライン記録における申立人の厚生年金保険資格取得日（昭和22年6月1日）と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年3月27日まで
昭和28年9月A学校を卒業し、同年10月1日付けで船員手帳の交付を受けた。29年3月4日B株式会社（現在は、株式会社C）に新規採用で入社し、同月7日まで陸上勤務し同月8日から同月27日まで海上勤務で「D丸」に乗船した。申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cが保管している申立人の「在籍証明書」の記載から、申立人が当該事業所に司厨員として、申立期間のうち昭和29年3月4日から同年3月27日まで勤務していたことが認められる。

しかし、上記「在職証明書」の記載によれば、申立期間のうち昭和28年10月1日から29年3月3日までの期間については新規採用前の期間であることが確認できる上、株式会社Cに対し、申立人に関する記録等について照会したところ、「申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料は無い。また、保険料控除については翌月控除であるため、当月中に退職した場合、船員保険料の控除はしていなかった可能性がある。」と回答していることから、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認することはできない。

また、E組合に対し、申立人の記録について照会したところ、「通常、新規採用日から組合に加入するまで1か月程度かかることがある。組合員原簿（組合費納入記録）には申立人の記録は無いが、組合員番号を付与した配当原簿には、申立人の氏名及び番号並びに加入年月日『29.4.1』が記載されて

おり、上記配当原簿の処分欄及び理由欄には、昭和 29 年 4 月 1 日『不納除籍』と記載されているため、当時の事務処理の理由は不明であるが、いったん申立人の組合員加入を同年 4 月 1 日としたものの、同日付けで組合から除籍した扱いにしている。」旨回答している。

さらに、申立人は「D丸」に乗船した同僚等を記憶していないため、申立人の船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年ごろから 59 年ごろまで

私は、上記期間にA株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、加入記録が無い。

私はこの期間にA株式会社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の取締役及び当該事業所の税務を担当している税理士の供述から、申立人が申立期間のうち少なくとも一部期間については当該事業所に勤務していたことは認められるが、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年7月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時のA株式会社の事業主及び取締役について、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、上記取締役については、申立期間において国民年金の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、上記取締役及び税理士は、「A株式会社が厚生年金保険に加入したのは平成9年であり、それ以前に給与から控除していたのは所得税のみであると思う。」と供述している。

加えて、申立期間において、申立人のA株式会社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から同年11月1日まで
② 昭和21年12月31日から22年4月1日まで
③ 昭和25年5月1日から27年3月31日まで

私は、昭和19年7月1日から22年4月1日まで、株式会社AのB工場に勤務したが、申立期間①及び②の期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間③について、C県に置かれていたD軍E部F局G部に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の前後に厚生年金保険被保険者であった18人の厚生年金保険加入記録を調査したところ、15人の従業員についても申立人同様に加入期間の欠落がみられ、そのうちの一人は、「株式会社AのB工場は軍需工場であり、終戦で倒産し、事業所が本社に統合されるまで1か月間ほど休んだと思う。」旨供述していることから、当時、当該事業所の事業主は、従業員の厚生年金保険の資格を一時喪失させる取扱いであったことがうかがえる。

また、申立期間を含む前後の期間において、被保険者記録が継続している者が3人確認できるが、その者は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

申立期間①及び②について、株式会社AのB工場に勤務していた複数の元

従業員に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認するための資料及び供述を得ることはできない。

また、株式会社AのB工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継事業所であるH株式会社I部に照会したが、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料等は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

申立期間③について、申立人はC県内のD軍E部F局G部に勤務していた旨供述しているが、申立期間当時C県においてD軍E部F局G部又は類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立期間当時、都道府県においてD軍施設等の勤務者を管轄していたC県J課の後継であるC県K部L局M課及び申立期間当時N軍E部と連携して社会教育を行っていたと考えられるC県O会に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、申立人が、申立期間当時、一緒に勤務していたと供述している複数の同僚については該当者が確認できず、厚生年金保険の加入記録が見当たらないため、申立内容を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 4 月に中学を卒業後、有限会社A（現在は、B株式会社）に入社したが、厚生年金保険の加入記録は同年 5 月 1 日からになっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管している社員名簿の記載及び当時の元同僚の供述から、申立人が申立期間において有限会社Aで勤務していたことが認められる。

しかし、B株式会社の事業主に照会したところ、「有限会社Aが当時作成した社会保険被保険者原簿から、申立人が厚生年金保険に加入したのは昭和 31 年 5 月 1 日であることが確認できる。また、当時は職種及び採用形態により試用期間を設けており、申立期間は試用期間であったと思われる。」と回答している上、上記被保険者原簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は昭和 31 年 5 月 1 日に資格取得と記載されていることが確認できる。

また、申立人と同時期に中学卒業後、有限会社Aに入社した3人の同僚について、上記社員名簿から昭和 31 年 3 月 16 日に入社していることが確認できるが、オンライン記録及び上記被保険者原簿において上記3人の厚生年金保険の資格取得日は申立人と同日の同年 5 月 1 日と記載されていることから、当時当該事業所においては、必ずしも採用した従業員について入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで株式会社Aで勤務していたが、ねんきん特別便に係る年金加入記録には、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは既に解散している上、昭和 50 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び総務担当者も既に亡くなっているため、申立てに係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、申立期間当時の複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態を確認できる供述は得られない上、同僚の一人は、「株式会社Aに入社後すぐには厚生年金保険に加入できず、当時の同僚が、事業主に厚生年金保険に加入できるように働きかけ、入社して2, 3年後に加入できるようになった。」と供述していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から36年6月1日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）に、18歳ごろから20年余り瓦葺師として勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の記録が抜けていることが判明した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間後の昭和40年ごろまで、株式会社Aで瓦葺き職人として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主に照会したところ、「当時職人は日雇労働保険に加入させており、日雇労働者手帳に証紙を貼っていたことを記憶している。そのため、株式会社Aの社員の扱いではなく、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答している。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和29年11月1日付けで、申立人が元同僚として名前を記憶している同じ瓦葺き職人の5人について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、複数の元同僚が、申立期間当時、当該事業所においては、瓦葺き職人は日雇労働者健康保険に加入していた旨を供述している上、厚生年金保険法第12条の規定により、日々雇い入れられる者は適用除外とされていることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかつ

たことがうかがわれる。

加えて、申立人が瓦葺き職人として名前を記憶している元同僚のうち4人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から国民年金の被保険者記録が確認できる上、申立人自身も同月から国民年金に加入し、平成4年*月に60歳で被保険者資格を喪失するまでの間、国民年金保険料を完納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 10 日から 30 年 8 月 1 日まで
② 昭和 30 年 8 月 1 日から 31 年 4 月 9 日まで

私は、申立期間①について、A社（現在は、B株式会社）に仕上工及び自動車運送の助手として勤務し、申立期間②については、C株式会社D支店E営業所にトラック運転手の助手として勤務していたが、ねんきん特別便を確認したところ、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における勤務状況及び元同僚に係る詳細な記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時A社に勤務していた複数の元同僚は、入社後3か月から1年以上経過してから厚生年金保険に加入した旨回答していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B株式会社の総務担当者は、当該事業所が保管する申立期間当時の名簿に申立人の氏名は無く、そのほかに賃金台帳等関連資料は保管していないことから、申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立

期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、当時の元同僚に照会したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶している元同僚の回答から、申立人は、期間の特定はできないものの、C株式会社D支店E営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C株式会社D支店に照会したところ、厚生年金保険の担当部署である同社F課の担当者は、当該事業所が保管する「厚生年金被保険者台帳」において申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は正社員として勤務していなかったと思われる旨回答している。

また、上記の元同僚は、申立人は臨時雇用の助手として勤務しており、当該事業所においては、従業員について、12か月の試用期間の後、正社員になってから厚生年金保険に加入させていた旨回答している。また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、複数の元同僚について、自身が記憶している入社日の後1年以上経過してから厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立期間が1年未満である申立人は当該事業所において正社員として勤務しておらず、厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがわれる。

さらに、当時の元同僚に照会したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1679

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 15 日から 60 年 6 月 30 日まで

私は、申立期間について、A社に正社員として入社し、勤務していた。厚生年金保険の保険料は覚えていないが、給与は昭和 58 年 4 月分から銀行の口座に振り込まれていたため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立期間の一部において、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の人事記録や賃金台帳は不明である。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、上記の複数の同僚は、申立人が当該事業所において勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険料の控除については不明である旨供述している。

さらに、申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年9月1日から32年12月12日まで

昭和55年3月にA社会保険事務所(当時)へ年金相談に行った際、職員から台帳を見ながらB株式会社の被保険者期間を含めて年金給付を受けられるとの説明を受けた。ところが、55歳のときC社会保険事務所(当時)へ行った際、当該事業所の期間については脱退手当金が支給済みになっていると知らされた。

私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年2月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日が記載されている頁及び前後の頁に記載されている者のうち脱退手当金の受給要件を満たす女性は42人みられるが、このうち、当該事業所で資格喪失後すぐに後継事業所で資格取得した8人を除く34人中申立人を含む32人に脱退手当金の支給記録が有り、残る2人には当該事業所の資格喪失後、別の事業所において厚生年金保険の加入記録の有ることが確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは

うかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。